

住民意見の聴取について 河川管理者(案)

平成16年12月22日

近畿地方整備局
福井河川国道事務所
足羽川ダム工事事務所
九頭竜ダム統合管理事務所

1

■住民意見聴取

●委員会での審議経過

第5回委員会(平成14年9月5日)

・意見交換

第6回委員会(平成14年10月9日)

・審議

・資料 - 3(住民意見聴取について)

第17回委員会(平成15年12月3日)

・審議

・追加資料 - 1(住民意見聴取について)

2

■住民意見聴取

●情報発信(周知)

- ・周知期間として1ヶ月程度
- ・文字媒体による情報発信
- ・肉声による情報発信

●意見聴取

- ・文字媒体による意見聴取(メール・FAX・郵便)
- ・生の声を聴く

3

■情報発信(周知)

●文字媒体による情報発信

- ・各事務所、市町村役場等において閲覧配布
- ・ニュースレター
- ・インターネット
- ・広告(チラシ・新聞掲載・スポット放送等により何処で入手可能かの案内)

●肉声による情報発信

- ・フォーラム等
- ・「住民意見を聴く会(仮称)」の開催

4

■意見聴取

●文字媒体による方法

- ・メール
- ・FAX
- ・郵便(手紙・ハガキ)

●生の声を聴く

- ・「住民意見を聴く会(仮称)」の開催

5

■意見聴取

●意見聴取の範囲

- ・九頭竜川流域内市町村に在住の方
- ・九頭竜川流域内市町村に通勤、通学の方

●よせられた意見等の公表

- ・意見、並びに質問・回答をインターネット上に公開
- ・インターネットにアクセス出来ない方等のため、国の事務所、並びに県の関係機関に、閲覧可能な手段を提供

6

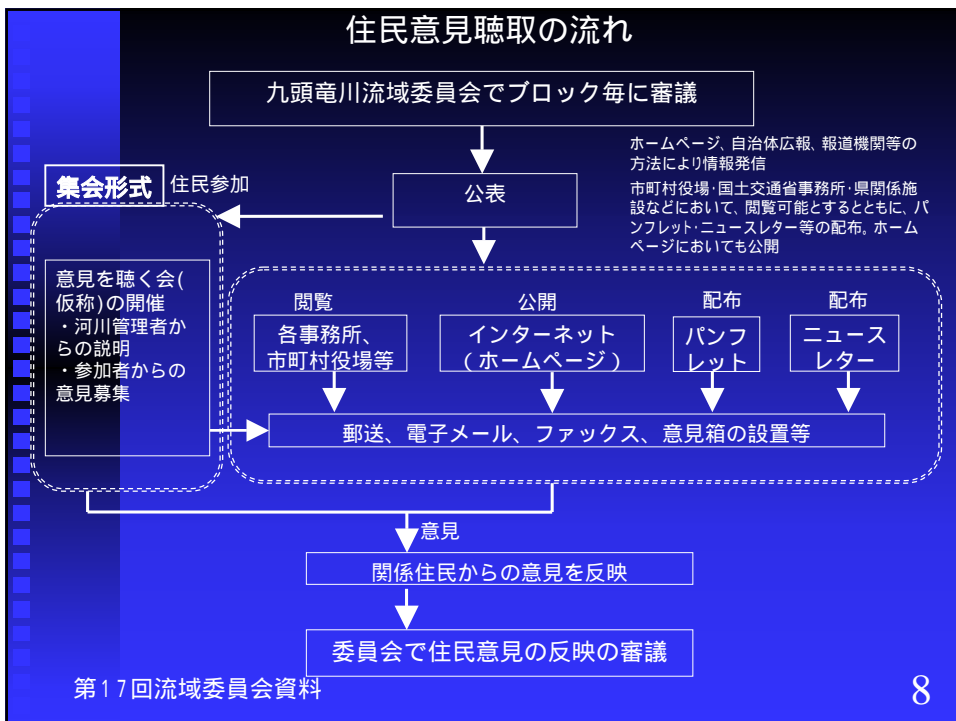
■意見聴取

●意見等に係る個人情報の公表

- ・住所(or勤務先・就業先)
- ・氏名(公開・非公開を本人確認)
- ・年齢
- ・性別

7

住民意見聴取の流れ



8

■「住民意見を聴く会(仮称)」

●開催主体

河川管理者(国・県)

●役割

- ・進行役; 第三者
- ・説明等; 河川管理者
流域委員会委員

●進行

河川管理者から説明、その後意見等聴取

9

■「住民意見を聴く会(仮称)」

●開催日時

- ・できるだけ多くの方が参加可能なよう土日祝祭日に開催
- ・公共交通機関が利用可能な時間帯

●開催場所

- ・公共交通機関が利用可能な場所

10

■「住民意見を聴く会(仮称)」

●参加募集範囲

- ・九頭竜川流域内市町村に在住の方
- ・九頭竜川流域内市町村に通勤、通学の方

●参加申し込み等

- ・事前申し込み制
- ・メール、FAX、郵便(手紙・ハガキ)

参加人員は先着順とし、定員に達した時点で終了とするが、定員を超える応募があった場合は、開催回数を増やすことを検討

11

■「住民意見を聴く会(仮称)」

●開催地域の区分

- ・案 - 1 or 案 - 2

●開催回数

- ・開催地域ごとに1回
- ・地域の状況によっては、開催回数を検討

12

■集会形式による意見聴取の区分



第6回流域委員会資料 - 3

13

■集会形式による意見聴取の6区分

- ・九頭竜川河川整備計画(直轄管理区間)
- ・九頭竜川上流河川整備計画(福井県)
- ・九頭竜川中流河川整備計画(福井県)
- ・九頭竜川下流河川整備計画(福井県)
- ・日野川河川整備計画(福井県)
- ・足羽川河川整備計画(福井県)

14

■「住民意見を聴く会(仮称)」の開催場所

案 - 1 ; 計画を主体的に考えた案

計画区分 開催地域		福井県					整備局
		九頭竜川上流	九頭竜川中流	九頭竜川下流	日野川	足羽川	直轄管理
九頭竜川	上流						
	中流						
	下流						
日野川							
足羽川							
直轄区間							

15

■「住民意見を聴く会(仮称)」の開催場所

案 - 2 ; 対象地域を主体的に考えた案

計画区分 開催地域		福井県					整備局
		九頭竜川上流	九頭竜川中流	九頭竜川下流	日野川	足羽川	直轄管理
九頭竜川	上流						
	中流						
	下流						
日野川							
足羽川							
直轄区間							

16

■「住民意見を聴く会(仮称)」

●開催予定

1月；・(委員会意見を踏まえたうえ)公表

2月；・周知、並びに意見募集

・意見を聴く会(仮称)の開催

3月；・意見の反映

・委員会審議

17

(参考)ニュースレターの配布先

●国の機関

・福井河川国道事務所(出張所を含む)

・足羽川ダム工事事務所

・九頭竜川ダム統合管理事務所(管理所を含む)

・近畿地方整備局

●県の機関

・福井県庁

・福井土木事務所等8土木事務所

・県立図書館

●市の機関

・福井市役所等流域内24自治体

18

(参考) 浸水想定区域図の閲覧場所

● 国の機関

- ・福井河川国道事務所(出張所を含む)
- ・近畿地方整備局

● 県の機関

- ・福井県庁
- ・福井土木事務所等3土木事務所

● 自治体

- ・福井市役所等8自治体

(参考) 河川整備計画と関係市町村の状況

市町村名/河川整備計画	直轄区間	九頭電川下流部	九頭電川中流部	九頭電川上流部	日野川	足羽川	人口(人)	人口比(%)	面積(km ²)	面積比(%)
関係市町村数	12	8	3	2	10	4				
福井市							252,589	38	340.6	11
春江町							23,843	4	24.43	1
坂井町							12,986	2	31.7	1
三国町							23,545	4	46.42	2
芦原町							14,177	2	37.31	1
金津町							17,757	3	79.08	3
丸岡町							32,070	5	107.36	4
永平寺町							6,545	1	50.4	2
松岡町							11,112	2	18.59	1
清水町							10,328	2	42.49	1
朝日町							9,512	1	45.47	2
鯖田町							5,218	1	39.22	1
鯖江市							65,597	10	84.75	3
鷺生市							73,579	11	185.32	6
今立町							13,683	2	45.43	2
今庄町							4,995	1	241.3	8
南条町							5,838	1	53.06	2
池田町							3,690	1	194.72	7
美山町							5,179	1	137.73	5
大野市							38,479	6	539.92	18
和泉村							724	0.1	332.38	11
膳山市							27,770	4	263.68	8
宮崎村							4,043	1	33.06	1
上志比村							3,568	1	25.35	1
合計							666,627		2990.37	
関係市町村の人口の計	420,890	387,879	37,883	39,203	445,382	272,570				
関係市町村の面積の計	1,867	686	329	872	1,111	692				

市町村の人口と面積は福井県ホームページによる。
関係市町村とは、対象とする河川の流域の市町村(岐阜県を除く)をいう。ただし、直轄管理区間については、対象とする河川に接する市町村とした。

(参考)

意見を聴く会について

- 1 . 河川整備計画の6区分ごとに開催
- 2 . 河川整備計画の対象となる河川に関係する市町村の住民に参加を呼びかける
- 3 . 会の冒頭で、河川管理者が原案を説明し、これに引き続き、参加者から意見をいただく

(参考)

意見を聴く会について

- 4 . 説明会への住民の参加は自由
- 5 . 会に先立って、住民が河川整備計画原案を閲覧できるよう、国や県の各事務所、県庁等に設置する
- 6 . 会のあとで、補完として書面やメールによる任意の意見提出も受け付ける

(参考)

■住民意見聴取

2. 住民意見の聴取について

- ・意見聴取は委員会の意見を踏まえた方法により河川管理者が実施し、河川整備計画に反映する。ただし、集会形式の意見聴取の場においては、流域委員会の委員は、オブザーバーとして参加することがある
- ・意見聴取の時期は河川管理者から「河川整備計画(原案)」が提示された段階とする
- ・意見聴取の手法はひとつに限定せず、できる限り広範囲の住民の意見を得られるよう努める
- ・公聴会等の集会形式を基本とし、その補完として他の形式(ホームページ等)を組み合わせる
- ・意見聴取を図る地域の区分は河川整備計画を策定する河川別(6区分)とする
- ・次回以降、具体的な意見聴取方法を提示する。

(出典：第5回流域委員会議事骨子)

23

(参考)

■住民意見聴取

(1) 住民意見聴取の集会と流域委員会との関わりについて(1/2)

20. 集会形式での意見聴取の場には、委員ができるだけ多く出席するのがよい
21. 河川管理者が作成した原案のままでなく、それに委員会の大方の意見を反映したものを住民に見ていただくという形がよい
22. 委員は、住民意見聴取の過程で原案を推進していくという役回りである
23. 委員会の意見が原案にどの程度織り込まれているかにより、住民意見の聴取の時期はもう少し後の段階にならざるを得ない

(出典：第6回流域委員会議事骨子)

24

(参考)

■住民意見聴取

(1) 住民意見聴取の集会と流域委員会との関わりについて(2/2)

24. 河川管理者は委員会の意見を受けとめて整備計画の原案をつくり、これに対して委員会は意見が反映されているかどうか、数回にわたりキャッチボールをしたい

25. 流域委員会の意見が原案にきちんと反映されていくことが重要である

26. 委員会の役割は、河川管理者と一般の住民との間にたって、議論すべきポイントを絞ることにある

27. この委員会はいくまで意見を述べる会で、原案の決定権は河川管理者にあるので、これに委員会は共同責任をとるというものではない

(出典：第6回流域委員会議事骨子)

25

(参考)

■住民意見聴取

(2) 住民意見の原案への反映について

28. 住民の説明会は「説明」だけにとどめず、意見を「聴く」点に重点をおいてほしい

29. 住民に委員会と違う視点がもしあるとすれば、その捉え方と原案への反映結果について委員会にさし戻すこともあり得る

30. 原案をつくる過程で住民の意見を聴く必要がある

31. ニュースレター等の広報手段を活用して住民が意見を出したくなるようにしてほしい

(出典：第6回流域委員会議事骨子)

26

(参考)

■住民意見聴取

(3)集会への住民の参加形態や参加募集について

- 32. 自由参加というと気軽に参加できるが、事前に申し込むとなると躊躇してしまうかも
- 33. 予算があるならば、テレビで告知すると参加者が多くなるのではないか
- 34. 河川管理者が決めた方をお呼びするというやり方ではなく、自由参加の方がよい
- 35. NPO活動団体との意見交換の場を持つことを検討していただきたい
- 36. 住民の参加は自由ということにより
- 37. 6区分での集会の回数等については、地域の状況にあわせて対応してほしい

(出典：第6回流域委員会議事骨子)

27

(参考)

■住民意見聴取

3.住民意見聴取について

- 21. はっきりした原案(案)が出来てから住民意見聴取に入るべきだと思う。今のままだと、ただの聴く会になってしまう
- 22. ブロックだけの説明だとわかりにくいので、全体の内容も示した方がいい
- 23. 政策を決定していくプロセスで住民が参加していくのもいい
- 24. 専門的な意見をもとにみんなのベクトルを同じ向きに向けてから、一般住民に問いかけた方がいい
- 25. 住民意見聴取をする前に、河川整備計画原案(案)の成熟度をどうするかの議論が必要
- 26. 総合的に議論していくのも必要だが、そろそろまとめていく議論も必要

(出典：第17回流域委員会議事骨子)

28

(参考)

住民意見聴取（案）

- * 開催時期について
- * 開催場所について
- * 開催主体について
- * 開催方法について
- * 開催回数について

(参考)

開催時期について

- ・ 河川管理者から「河川整備計画原案（案）」が提示された段階

開催場所について

- ・ 河川整備計画を策定する6区分。
- ・ ブロック毎に住民の「意見を聴く会」として開催。

(参考)

開催主体について

- ・ 河川管理者が実施し、河川整備計画原案（案）に反映させる
- ・ 流域委員会の委員は、意見聴取の場にオブザーバーとして参加

(参考)

開催方法について

参加形態について

- ・ 住民の参加は自由

会議形式について

- ・ 集会形式
- ・ 河川管理者が流域委員会での審議内容及び河川整備計画原案（案）を説明し、これに引き続き、参加者から意見を聴取
- ・ 書面やメールにわる任意の意見書の受付も実施

(参考)

広報・情報公開について

- ・ ニュースレター、ホームページ等で広報及び情報公開を実施。
- ・ 会に先立って、住民が河川整備計画原案(案)を閲覧できるよう、国や県の各事務所、県庁等に設置。
- ・ 河川整備計画の対象となる河川に係る市町村の住民に参加の呼びかけを実施。

(参考)

開催回数について

- ・ 「意見を聴く会」は、基本的に各ブロックで1回。
- ・ ただし、地域の状況に合わせて開催回数を設定。